

# ここが問題！ 食材料費の実費徴収化

## ◆応能負担から応益負担(実費負担)への転換

下図のとおり、給食費は公定価格（保育費用）の事業費（一般生活費）に児童の生活費用として積算されています。給食費には食材料費以外にも調理の関連経費が含まれると思われませんが、ここでは給食費＝食材料費として考えることとします。

### 《公定価格（保育費用）》

事務費	人件費	常勤職員給与	本俸、諸手当、社会保険負担分他
		非常勤職員雇上費	非常勤職員雇上費、年休代替費他
	管理費	旅費、職員研修費他	職員の数に比例して積算
		保健衛生費	児童の数に比例して積算
		修繕費他	1施設当りの費用として積算
事業費	一般生活費	給食費、保育材料費	児童の生活費用として積算
	冷暖房費	冷暖房費	冷暖房費用として積算

※保育費用＝公費負担額＋保護者負担額

保育費用は公費負担額と保護者負担額で構成されています。つまり、保護者は3歳未満児の主食費・副食費、および、3歳以上児の副食費（主食費は含まれず）を、保育料として負担しています。確認すべきは、この負担は支払能力（階層区分）に応じて費用を負担する「応能負担」だということです。食材料費の実費徴収化は、この「応能負担」を、支払能力にかかわらず費用を一律に負担する「応益負担＝実費負担」に転換するものです。本来は無償化の対象とすべき食材料費（保育費用）が「実費負担」に変わるということであり、きわめて重大です。

保育料の無償化にともない実費徴収化が決まれば、3歳以上児の食材料費（副食費）の保護者負担は、下図のように変わります。

	科目	負担（現行）			負担（変更後）
事業費	給食費	公費	保護者	➔	保護者（実費）
	保育材料費	公費	保護者		公費（無償化）
	冷暖房費	公費	保護者		公費（無償化）

## ◆保育と給食の分離

食材料費は保育費用の一部として、所得に応じて保護者が負担しています。つまり、給食は保育を構成する重要な要素として位置づけられてきたのです。新しい「保育所保育指針」では、「保育所における食育は、健康な生活の基本としての『食を営む力』の育成に向けたその基礎を培うことを目標とする」として、保育における食育の重要性が強調されています。アレルギーへのきめ細かな対応も含め、給食が保育の一環であることは、保育現場のだれもが日々実感するところです。

この点については内閣府も認めざるを得ません。現に3歳未満児の食材料費は、引き続き保育費用として公定価格に積算されます。しかし、内閣府は、食材料費が保育費用だと

しても、そのことで実費徴収化が妨げられることにはならないとしています。つまり、食材料費の保育費用という性格を残したまま、それを「応益＝実費」で負担させることに問題はないということです。公定価格（保育費用）を所管する内閣府が、保育にかかる特定の費用を“保育費用”と認めた上で、それを実費徴収する意味は重大です。これを許すなら、保育材料等の他の一般生活費、さらには、冷暖房費までもが「応益負担（実費負担）」にならないとも限りません。

内閣府は、保育費用の実費徴収という説明のつかない方針を正当化しようとしています。その本質が「保育と給食の分離」であることは明らかです。バックボーンに医療や介護で持ち出された「ホテルコスト論」があるのは間違いありません。しかし、保育所の給食は子どもの成長や園での生活・活動を支える専門的な“保育の行為”であり、家庭での食事と同列で論じるべきものではありません。食材料費だけをとらえた「ホテルコスト論」に合理性はありません。

### ◆子育て家庭の負担増

保護者の給食費の負担が「応能」であることは前述のとおりです。負担割合の基準は見直されるべきと考えますが、それでも、所得の再分配の原則は貫かれています。食材料費の実費負担は所得の再分配の原則を切り崩し、とりわけ低所得家庭に負担増を強いるものです。

公定価格における3歳以上児の食材料費の積算額は、5,377円（2018年）と推定されます。この額が実費徴収されることになれば、保護者の負担増は深刻です。食材料費が払えず、おにぎりだけを持参させる家庭がでてくるかもしれません。そうなれば、保育はなりたちません。子どもへの心理的な影響も心配です。極めて深刻な問題と言わざるを得ません。

食材料費の負担方法の統一化を理由に、子育て世帯に負担増を強いる食材料費の実費負担化を認めるわけにはいきません。

### ◆給食の役割に目を背ける幼稚園と保育所の統一化

子ども・子育て支援法では、幼稚園の教育標準時間は4時間に規定されています。時間設定は10時から昼食をはさんで14時までが標準的です。幼稚園の場合は給食設備の必置義務はないため、児童の昼食のとりかたは施設によりさまざまです。

支援法施行後は多くの幼稚園で預り保育を実施しており、幼稚園においても標準時間を超えた長時間の保育が一般的となっています。本来は2号認定の対象である児童が1号認定を受け、幼稚園に入所するケースも少なくありません。預り保育の利用にともない児童の活動量も増え、これまでの昼食はその位置づけを変えざるをえない状況が生まれています。

食材料費の実費徴収化の主要な動機は、幼稚園と保育所における保護者の負担方法の統一化にあります。しかし、この考え方は、保育所給食の今日的役割に目を背けるものであるのに加え、幼稚園の実態も踏まえておらず、あまりにも乱暴な結論づけです。政府が検討すべきは、すべての子どもに豊かな給食を保障することです。その財源は国が確保すべきであり、保護者への転嫁は許されません。食材料費の実費徴収化は、政府が自ら決定した「保育料の無償化」にも逆行するものであり、政策の整合性が問われています。

## ◆事務業務の増加と保護者との関係の変化

食材料費の実費徴収問題に関し、園への影響についても触れておく必要があります。影響は直接的には事務業務量の増加として現れますが、実費徴収にともない保護者と園との関係にも重大な変化をもたらすことも見過ごせません。

実費徴収になれば、定員規模にもよりますが、年間1千万円にもなる食材料費を保護者から徴収することになります。延長保育料等の計算や徴収でさえさまざまなトラブルが発生しているなか、これに食材料費の徴収が付加されることになるのです。園の事務業務が深刻な状況に陥るのは目に見えています。

実費徴収の原則は「単価×回数」であり、園は児童ごとに食事の回数を正確に把握し、保護者に請求しなければなりません。記録に間違いがあれば保護者とのトラブルも発生します。給食の発注にも影響が出てきます。これに滞納が発生すれば、回収業務が加わります。滞納件数と金額は延長保育の比ではありません。園はこれを事務体制が保障されない中で行わなければなりません。

実費の確認や未回収等でのトラブルの発生は必至といえます。その結果、子どもの成長を見据えた保護者と園との信頼関係や共同の営みは後退を余儀なくされることとなります。食材料費の実費徴収が保護者と園の関係に大きな変化をもたらすことも、私たちにとって見過ごすことのできない点の一つです。

## ◆保護者とともに

保育料の無償化自体は歓迎すべきことですが、待機児解消や保育士確保問題などの課題の解決を優先すべきという意見も少なくありません。また、0～2歳児が無償化の対象外であることへの疑問や不満の声も聞こえます。保育に関する重要課題が山積するなか、保育料の無償化は必ずしも国民の支持を得ているわけではありません。

このようななか、突如として浮上してきたのが食材料費の実費徴収化の問題です。無償化の結果、食材料費が実費徴収されることに保護者の理解は得られません。負担増は、保護者にとって大きな問題ですが、当事者を置き去りにした議論が政府内部で進んでいることは重大です。食材料費の実費徴収化問題を正確に保護者に伝えとともに、保護者の声を政府に届けることが今、保育所経営に携わる私たちに求められています。

### 全国民間保育園経営研究懇話会(略称:全国保育経営懇)

〒162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ内

電話 03-6265-3174 FAX 03-6265-3184

メール [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

ホームページ <http://www.hoiku-keieikon.jp/>

全国保育経営懇では、会員園を募集しています。上記まで、お問い合わせください。

# ＜資料＞幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

(平成30年12月28日 関係閣僚合意)

## 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

### 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

### 2. 対象者・対象範囲等

#### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化
  - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
  - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
  - ※ 保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

#### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
  - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)
  - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督

#### (3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
  - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等(①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
  - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
  - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
  - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
  - ・ 6.の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

### 3. 財源

#### (1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設(幼稚園、保育所及び認定こども園)は市町村等10/10

#### (2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度(2019年度)に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

### 4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

### 5. 実施時期

- 2019年10月1日

### 6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設…現物給付を原則。未移行幼稚園…市町村が実情に応じて判断(現物給付の取組を支援)認可外保育施設等…償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないよう、周知徹底